

第3回 困難な課題を抱えた判断能力不十分な人々への法人後見による支援 — 後見支所の実践

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人多摩パブリック法律事務所

岡垣 豊 (56期)

1 多摩パブリック法律事務所 後見支所について

多摩パブリック法律事務所（以下「多摩パブ」という）は、2008年3月の設立以来、多摩地域のリーガルアクセスの改善を活動の柱の一つとし、地域の法的な駆け込み寺として、弁護士をより身近な存在ならしめるべく、市民の困りごと相談支援の第一次的受け皿である多摩地域30市町村の自治体、社会福祉協議会（以下「社協」という）等との連携を深めてきた。これにより、地域の福祉を担う自治体の高齢者・障害者担当部署や、社協等から、高齢者・障害者の法的な権利擁護支援に関する相談が増え、その中には、家族等からの虐待を受けた認知症高齢者や障害者、あるいは継続的、長期的に関わる必要がある比較的若い障害者の支援に関するものなど、判断能力不十分な人々を成年後見制度によって支援していくのが適切なケースが多く寄せられた。その中でも特に組織的な対応が必要なものについて、2011年から、多摩パブは、法人として成年後見人等（以下、保佐人、補助人を含む）の受任を開始し、その件数は、地域との連携が進むにつれ年々増加し、2017年には137件に達し、受任体制の限界に至ったため、同年から約3年間、受任を制限する事態となり、後見に特化して多数の事件を受任できる体制、これを専門の支所という形で行うことを企図し、2年ほどの準備期間を経て、2022年5月、後見事件に特化した多摩パブ後見支所（以下「後見支所」という）を開設した。後見支所では、後見事務に精通した専従の事務職員を配置し、事務処理の効率化・合理化を徹底しながらも、法的課題のみならず、福祉面でもより充実した後見業務を行うべく、専従の社会福祉士の職員を配置している。執筆時点で、約170件を後見支所で担い、これを弁護士2名、社会福祉士2名、事務職

正職員2名、社会福祉士パート職員1名、非常勤職員1名の体制で行っている。個々の事件については、弁護士、社会福祉士、事務職員各1名の計3名で1チームを編成し、社会福祉士パート職員は、主に、初動（概ね初回報告時まで）対応を行い、非常勤職員は、事務職正職員の補助業務を行って、所員全員で後見業務を行っている。

2 後見支所が扱う後見事件

弁護士は、法的紛争等の法的課題を抱えたケースで成年後見人等に選任されることが多いが、その中には、法的課題のみならず、生活や医療、福祉などの身上面にも深刻な問題があるものなど、個々の弁護士では対応が難しいものがある。このようなケースについて、自治体等の相談機関から専門的な事務体制を敷き、法的、福祉の両面について組織的な対応が可能な後見支所に対して受任要請があり、また、直接、家裁からも、弁護士会が推薦できなかったなど家裁も選任に困惑するようなケースの受任要請があり、その受け皿となることが増える傾向にある（まさに、多摩パブのコンセプトの一つである「法的な駆け込み寺」の具現と思う次第）。

3 後見支所における事件処理の流れ

新規受付については、自治体等の相談機関から所定の連絡票がFAX等で送付され、社会福祉士がその詳細を聴き取り、多摩パブ後見係（本所所員も参加）において、受任可否、担当者を検討し、要請元に回答する。そして、本人、関係者との面接に臨み、開始審判確定後、通帳等の財産関係書類の受領の他、当面の課題等についての確認、意見交換を本人、関係者で行う。その後、担当チームにおいて打合せを

行った上で、銀行手続、各種照会等の初動事務を行うとともに初回報告書を作成、家裁に提出する。そして、法的課題は弁護士が、身上監護にかかる課題は社会福祉士が、サービス利用料等の各種支払事務、行政上の申請手続、報告書案作成等々、多岐にわたる事務を事務職員が、それぞれが中心になって対応することになるが、法人後見は弁護士個人で受任しているものではないため、担当チーム全員で情報を共有し、検討の上実行している。また、後見事務は充実した身上監護の実現のために財産管理を行うことが求められ、両者は密接不可分な関係にあり、特に、収支がぎりぎりのような緊張感のある財産管理を要求されるケースでは、担当チームにおいて都度、頻繁な協議が必要となることもある。さらに、ケースごとに定期的にチーム会議を開き、進捗状況の確認、対応方針の見直しなどを行い、当事者本人に対してより充実した後見事務が提供されるよう意を払っている。

4 実践例

以上が、後見支所における事件処理の大まかな流れであるが、以下、後見支所が扱う代表的なケースに即して、支所所員が実際にどのように活動しているかを紹介する（なお、個人情報保護の観点から、相当デフォルメしたものであることをお断りしておく）。

精神疾患を抱える、在宅独居の障害者で、多額の負債がありその債務整理が必要であることから、保佐開始の首長申立てがなされ、弁護士の保佐人が選任されていたが、医療、福祉サービスの提供状況については、本人の拒否などもあって、支援者も手を焼いており、また、本人の保佐人への要求が頻繁であり、前任の保佐人はそれに可能な限り対応していたが、限界に達し、辞任許可の申立てをするに至った。後見支所で扱う後見事件は、ほとんどが、自治体、

社協からの依頼によるものであるが、このケースは、家裁から直接、後任保佐人の受任の打診があった。当初の法的課題であった債務整理は完了していたが、頻回の本人からの連絡や、親の死亡による遺産分割という新たな法的課題が発生しており、また、身上面でも上記のような課題を抱えているため、組織的な対応が必要であるというのが、家裁が後見支所に打診した理由であった。選任後、前任者から通帳等の受領の他、本人の生活状況、支援体制等様々な情報の引継ぎを受けた。この引継ぎには、本件が相当困難なケースであることから、担当チームメンバー全員で臨んだ。この引継ぎを受けて、チームミーティングを行い、課題の整理と当面の方針、各事務対応の手順などを確認し、各自がそれぞれの役割の実行に着手した。その後、行政、福祉等の各サービス担当者が市役所会議室にて一堂に会し、それぞれの状況、課題、今後の方向性などが話し合われ、その数日後に、初回の本人との面接を実施した。その後も、概ね1か月に1回、本人との面接を行い、その間にあった複数の本人からの要望の確認、協議などを随時行い（なお、安定ケースでは、社会福祉士のみが本人訪問を行うが、本件では、弁護士も同行している）、現在のサービス提供体制が、多少なりとも改善されるよう、支援チームの一員として他の支援者らと連携し、対応している。

5 最後に

以上、後見支所は、法的、身上の両面で困難な課題を抱えている判断能力不十分な本人を、法人後見という形で、日々、支援している。少しでもそのような課題が解消されるよう、当事者本人にも、地域の弁護士、福祉関係者にも頼れる、そのような後見支所を目指していきたいと考えている。